7 地域支援事業

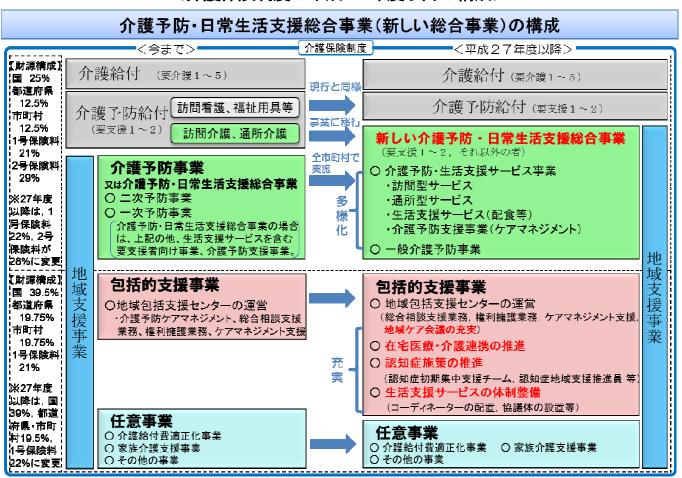
平成18年度の介護保険法改正により、総合的な介護予防システムの確立の観点から、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を行うとともに、要介護状態となった場合も地域において自立した生活が継続できるようにするため「地域支援事業」を実施しています。地域支援事業では、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の3つの区分に分けて各事業を行っていますが、平成24年度からは介護予防事業のほかに、市町村の判断で、介護予防・日常生活支援総合事業を実施できるようになり、本市では、平成26年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。

さらに平成27年4月から介護保険法が改正され,介護予防給付の訪問介護と通所介護が,新しい介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に移行されることになります。なお、移行するにはサービスの多様化などに対応する必要もあることから、市町村の実情に合わせて準備期間があり、平成29年4月までに実施することになっています。

また、包括的支援事業として新しく位置付けられた在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備については、平成30年4月までに開始することになっています。

本市においても、地域資源の現状把握や、各事業者との協議・調整などの準備を進め、早い時期に事業が開始できるように努めます。

<介護保険制度の平成27年度以降の構成>



※厚生労働省資料より

<地域支援事業の構成>

	介 護 予 防 · 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業
地域	 ○介護予防・生活支援サービス事業 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援サービス ・介護予防支援事業(ケアマネジメント) ○一般介護予防事業 ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・一般介護予防事業評価事業
支	・地域リハビリテーション活動支援事業
援	包括的支援事業
業	○地域包括支援センターの運営 (総合相談支援業務,権利擁護業務,包括的・継続的ケアマネジメント 支援業務,地域ケア会議の充実)○在宅医療・介護連携の推進 ○認知症施策の推進 ○生活支援サービスの体制整備
	任 意 事 業
	〇介護給付費適正化事業 〇家族介護支援事業 〇その他の事業

(1)介護予防・日常生活支援総合事業(☆)

① 介護予防・生活支援サービス事業(☆)

【事業内容と今後の方針】

この事業は、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、今まで介護予防給付となっていた介護予防訪問介護や介護予防通所介護のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを提供するものです。なお、平成27年4月から介護保険法改正が施行され、事業を開始することになりますが、平成29年4月には全ての市町村で開始できるように、市町村の実情に合わせて準備期間があります。

本市では平成27年10月に事業が開始できるよう準備を進めていきます。

a 訪問型サービス・介護予防訪問型サービス(移行前)(☆)

介護予防訪問型サービスは,通所型予防サービス等に参加できない方を対象に,「閉じこもり」や「認知症」・「うつ」の予防支援,「口腔機能の向上」,「栄養改善」などの支援を行うため,保健師,歯科衛生士,管理栄養士等が居宅を訪問し,地域における健康づくり事業への参加を促したり,直接指導していました。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行した後の訪問型サービスは、要支援者や介護予防・日常生活支援サービス事業対象者(以下「要支援者等」という。)に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供するなど、現行の介護予防訪問介護に相当するもの(訪問介護員等によるサービス)と、それ以外の多様なサービスからなる事業も開始します。

(表 4-56) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成24年度	平成 25 年度	平成26年度
実施人数(人)	0	8	15	0

※平成26年度は9月末現在

<国がガイドラインにおいて例示したサービスの類型と内容>

	サービスの類型	内容
現行の訪問介護相当		認知機能の低下等により日常生活に支障があるよう な症状や行動を伴うケース等,現行の訪問介護相当 (訪問介護員による専門的なサービス)が必要と認め られる場合に利用する。
	訪問型サービスA	主に雇用されている労働者により提供される緩和した基準によるサービス。
多様なサ	訪問型サービスB	有償・無償のボランティア等により提供される,住民 主体による支援。
 - 	訪問型サービスC	保健・医療の専門職により提供される支援で、3~6か月の短期間で行われるもの。
נע	訪問型サービスD	介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動 支援や移送前後の生活支援。

b 通所型サービス・通所型介護予防事業(平成 25 年度まで)(☆)

平成25年度までは、概ね日常生活圏域ごとに地域のコミュニティセンター等において、運動機能の向上を中心に栄養改善や口腔機能の向上を取り入れた複合型コース、ひざ痛・腰痛予防に特化したコース、転倒予防に特化したコース、運動を中心とした認知症機能低下予防コース等の内容で、12回を1クールとした通所型介護予防事業を実施しました。

平成26年度からは、高場と金上の旧デイサービスセンター施設を利用し、1年を通して多くの方が介護予防に取り組めるよう、現行の介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。上記内容に創作活動や、読み書き計算等の学習を中心とした認知機能低下予防コース等も加え、3~6か月を1クールとした通所型サービスを実施しています。また、地域のコミュニティセンター等においても、運動を中心とした認知機能低下予防コースを実施しており、全てのコースについて、利用料は1回あたり100円としています。

今後,新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行した後の通所型サービスでは,要支援者等に対し,機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するため,現行の介護予防通所介護に相当するものと,多様な担い手による多様なサービス等も開始することとなります。

(表 4-57)

実施状況

参加人数	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
二次予防事業対象者(人) 実人数/延べ人数	80/685	210/1, 956	244/2, 148	120/1, 145
一次予防事業対象者(人) 実人数/延べ人数	56/514	36/333	53/457	59/569
要支援者 (人) 実人数/延べ人数	_	_	_	53/519

[※]平成26年度は9月末現在

<国がガイドラインにおいて例示したサービスの類型と内容>

Ą	ナービスの類型	内容		
現行の通所介護相当		専門職の指導を受けながら生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで生活機能の改善・維持が見込まれるケース等,現行の通所介護相当(通所介護事業者の従事者による専門的なサービス)が必要と認められる場合に利用する。生活機能向上型のサービス内容のものと,それ以外のものの2つの種類が想定される。		
多様なサー	通所型サービスA	主に雇用されている労働者により提供される,または 労働者とともにボランティアが補助的に加わった形 により提供される,緩和した基準によるサービス。		
*サービス	通所型サービスB	有償・無償のボランティア等により提供される,住民 主体による支援。		
例	通所型サービスC	保健・医療の専門職により提供される支援で、3~6か月の短期間で行われるもの。		

c 生活支援サービス(☆)

本市では、平成26年度から現行の介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、配食サービスを実施しています。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行した後の生活支援サービスは、要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者等への見守り等を提供するもので、地域における自立した日常生活の支援のための事業であって、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるものとして、厚生労働省令で定めるものとなります。

厚生労働省令においては、生活支援サービスとして新しい介護予防・日常生活支援 総合事業により実施することができるものについて、以下の3つサービスを規定して います。

- 配食:栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者に対する見守りとともに 行う配食など
- 定期的な安否確認及び緊急時の対応(見守り): 住民ボランティアなどが行う 訪問による見守り
- その他,訪問型サービス,通所型サービスに準じる生活支援であって,地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして市町村が定める生活支援(訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等)

d 介護予防支援事業 (ケアマネジメント) (☆)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防支援事業(ケアマネジメント)は、現行の介護予防支援と同様、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。

介護予防ケアマネジメントにより、サービスの提供をケアプランに位置付けるに あたっては、単に支援につなげるだけではなく、要支援者等がその知識や能力を生 かして、地域における集いの場に自ら積極的に参加していくよう促すなど、社会と のつながりを作っていくことができるよう支援します。

②一般介護予防事業(☆)

この事業は、高齢者を年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的とするものです。対象者は、全ての第1号被保険者とその支援のための活動に関わる方になります。

なお、平成25年度までは「介護予防事業」として、高齢者が要介護・要支援状態になることの予防、軽減、悪化防止を目的とし、要介護状態等となるおそれの高い高齢者を対象にした二次予防事業、全高齢者を対象にした一次予防事業を実施していましたが、平成26年度は、現行の介護予防・日常生活支援総合事業内でこれらの事業を実施しました。介護保険法等の改正により平成27年度から新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行後は、「一般介護予防事業」となります。

a 介護予防把握事業

閉じこもり等により支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。

b 介護予防普及啓発事業

地域において、高齢者自らが参加するような取組が主体的に実施されるよう健康教育や健康相談など介護予防に関する活動の普及、啓発や自発的な活動の育成、支援を行うとともに、転倒予防、栄養、口腔、健康についての講話と体操を実施する介護予防教室を開催します。

c 地域介護予防活動支援事業

社会参加活動を通じて高齢者の介護予防を推進するため、高齢者大学等の高齢 者生きがい対策事業を行っています。

d 一般介護予防事業評価事業

事業の実施状況等の検証を通じ、一般介護予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の改善を図ります。

e 地域リハビリテーション活動支援事業(☆)

地域における介護予防の取組を機能強化するために,通所・訪問サービス,地域ケア会議,サービス担当者会議,住民運営の通いの場などでのリハビリテーション専門職等を活かし,要介護状態等になっても,生きがい・役割を持って生活できるよう,地域における自立支援に資する取組を推進します。

(各事業の詳細は 第4章 各論 基本方針2 介護予防施策等の推進 2 一般介護 予防事業 を参照)

(2)包括的支援事業

①地域包括支援センター(おとしより相談センター)

地域包括支援センターは、日常生活圏域における地域包括ケアを有効に機能させること等を目的に設置しており、本市では平成18年4月から市直営で1か所、平成19年4月からは2か所(社会福祉法人へ委託)を増設しましたが、平成22年4月からは市直営を廃止し、社会福祉法人へ委託しましたので、現在、3か所(南部・西部・東部)で運営しています。また、よりわかりやすく親しみやすいセンターとするため、平成23年4月からは「おとしより相談センター」という通称名にしました。

地域包括支援センターには,専門職(主任介護支援専門員,社会福祉士,保健師等) が配置され,互いに連携し一体的に業務を行う体制となっています。

なお、地域包括支援センターにおける事業の適切な運営と公正・中立性の確保、 人材確保を図るため、関係団体の代表者で構成する地域包括支援センター運営部会 を設置しています。

(表 4-58)

地域包括支援センター一覧

施設名	所在地	実施主体	担当圏域	開設年月日
南部地域包括支援センター (南部おとしより相談センター)	金上	社会福祉法人 ひたちなか市 社会福祉協議会	勝田第一中学校区域 勝田第三中学校区域 大島中学校区域	平成 19 年 4月1日
西部地域包括支援センター (西部おとしより相談センター)	津田	社会福祉法人北養会	勝田第二中学校区域 佐野中学校区域 田彦中学校区域	平成 19 年 4月1日
東部地域包括支援センター (東部おとしより相談センター)	鳥ケ台	社会福祉法人克仁会	那珂湊中学校区域 平磯中学校・ 阿字ヶ浦中学校区域	平成 22 年 4月1日

[※] 平成26年9月末現在

地域包括支援センターが行う包括的支援事業の業務

<総合相談支援業務>

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要か幅広く把握し、介護保険サービスにとどまらず、適切な福祉サービス、機関または制度の利用につなげていく等の支援を行います。

主たる業務は、地域におけるネットワークの構築、高齢者の実態把握、総合相談 支援(初期段階の相談対応、継続的・専門的な相談支援)等です。

<権利擁護業務>

認知症や虐待等により自らの権利の主張や権利を行使することが困難な状況にある高齢者に対して、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう専門的・継続的な視点から、関係機関と連携しながら高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の利用支援、虐待や消費者被害の未然防止、対応等を行います。

<包括的・継続的ケアマネジメント支援業務>

ケアマネジャー, 主治医, 地域の関係機関等の連携, 在宅と施設との連携など, 地域において, 多職種相互の協働等による個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントが重要であることから, 地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援を行います。

主たる業務は、包括的・継続的なケア体制の構築、ケアマネジャーに対する日常的個別指導・相談、支援困難事例等への指導・助言、地域でのケアマネジメントの構築です。

(各事業の詳細は 第4章 各論 基本方針3 地域包括ケアの推進(地域での支えあいの推進) 1 地域包括ケア体制の構築 を参照)

②在宅介護支援センター

【現状】

介護に関する相談に応じるとともに、介護サービスや福祉サービス等に関する情報 提供を行っています。

【今後の方針】

在宅介護支援センターは、地域包括支援センターと連携して地域の高齢者の身近な 相談窓口となってきました。しかし、今後の高齢者のさらなる増加を見込み、支援を 必要とする高齢者に向けたきめ細かな対応と地域包括ケアの推進を図っていくため、 地域包括支援センターの体制と併せて、在宅介護支援センターについても見直します。

(表 4-59)

在宅介護支援センター一覧

施設名	所在地	実 施 主 体	開設年月日
在宅介護支援センター サンフラワーひたちなか	長 砂	社会福祉法人 孝友会	平成 11 年 10 月 1 日
在宅介護支援センター いくり苑	磯崎町	社会福祉法人 新世会	平成 13 年 10 月 15 日
在宅介護支援センター たびこ	田彦	医療法人社団 いばらき会	平成 14 年 10 月 1 日
在宅介護支援センター はまぎくの里	中根	社会福祉法人 桂雄会	平成 15 年 11 月 1 日
在宅介護支援センター さわの森	高 野	社会福祉法人 森田記念会	平成 18 年 9 月 1 日

[※] 平成26年9月末現在

(表 4-60)

在宅介護支援センターの相談等件数

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談等件数(件)	145	169	133	147
内福祉サービスの調査件数	92	85	53	57

[※] 平成26年度は9月末現在

(3) 任意事業

任意事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように介護保険事業 運営の安定化を図る介護給付等適正化事業や、要介護者を介護する方等に対しての家 族介護支援事業、その他の事業(地域支援事業の目的に沿った地域の実情に応じた必 要な事業)で構成されています。

①介護給付等費用適正化事業

【現状】

高齢化の進展や制度の定着に伴う介護サービス利用者の増加により、介護給付費は 年々増加しています。将来にわたって介護保険制度を持続させるためには、介護給付 の妥当性のチェックや事業所に対する適切な指導が不可欠であるため、第3期計画期 間から各種専門職によるケアプラン検討委員会を設置し、提供されているサービス内 容の検討(ケアプランチェック)を行ったり、利用した介護給付内容を受給者にお知 らせ(介護給付費通知)したり、重要事業の各項目の事業を実施してきました。

また、平成20年3月には「茨城県介護給付適正化プログラム」が策定され、県及び市町村はなお一層介護給付の適正化へ積極的に取り組むものとされており、そのために必要となる具体的な事業展開の方向性が示されています。

【今後の方針】

現在実施している事業に加え、茨城県介護給付適正化プログラムにおいて重要と位置付けられた事業については、第6期計画期間においても実施します。

(表 4-61)

介護給付適正化事業の現状及び今後の方針

		現状	第6期計画期間		
重要事業	重要事業の各項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要介護認定の適正化	認定調査状況チェック	実施	継続	継続	継続
ケアマネジメント等	ケアプランチェック	実施	継続	継続	継続
の適切化	住宅改修等の点検	実施	継続	継続	継続
サービス提供体制及	医療情報との突合・縦覧点検	実施	継続	継続	継続
び介護報酬請求の適正化	介護給付費通知	実施	継続	継続	継続

②家族介護支援事業

a 介護研修会事業

(第4章 各論 基本方針3 地域包括ケアの推進(地域での支えあいの推進) 2 在宅生活を支えるサービス に掲載)

b 介護者交流・リフレッシュ事業

(第4章 各論 基本方針3 地域包括ケアの推進(地域での支えあいの推進) 2 在宅生活を支えるサービス に掲載)

c 在宅ねたきり高齢者等おむつ助成事業

(第4章 各論 基本方針3 地域包括ケアの推進(地域での支えあいの推進) 2 在宅生活を支えるサービス に掲載)

d 位置探索機器貸出事業

(第4章 各論 基本方針4 認知症支援対策の推進 3 家族の支援 に掲載)

③その他の事業

a 成年後見制度利用支援事業

(第4章 各論 基本方針4 認知症支援対策の推進 2 権利擁護の取組 に掲載)

b 住宅改修支援事業

【現状】

高齢者向けに居室等の改修を希望する方に、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の住宅改修費の介護保険住宅改修費支給申請理由書作成業務を実施しています。

(表 4-62)

実施状況

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用件数(件)	0	0	0

[※] 平成26年度は9月末現在

【今後の方針】

福祉住環境コーディネーターと連携を図りながら、高齢者が住み慣れた自宅で生活できるよう継続して事業を実施します。

【見込量】

(表 4-63)

見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成 29 年度
利用件数(件)	2	2	2

c 地域自立生活支援事業

高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

【現状】

県営もみじが丘アパートの高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に入居している高齢者を対象に、生活相談や安否確認等を行う生活援助員(LSA:ライフサポートアドバイザー)2名を派遣しています。シルバーハウジングの入居世帯数は、29世帯(平成26年9月末現在)です。

【今後の方針】

シルバーハウジングに入居している高齢者が安心して生活ができるよう継続して事業を実施していきます。

d 地域介護ヘルパー養成研修事業

(第4章 各論 基本方針3 地域包括ケアの推進(地域での支えあいの推進) 5 福祉意識の醸成 に掲載)

e 介護相談員派遣事業

【現状】

介護相談員(3名)は、介護サービス提供の場を訪問し、利用者等との直接会話を通じて施設生活や提供されるサービスに対する疑問、不満などを聞き取り、施設等の担当者や管理者と意見交換を図り、利用者とサービス提供事業者との間の橋渡しを行っています。

(表 4-64)

実施状況

派遣先	平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護老人福祉施設(回)	72	75	39
介護老人保健施設 (回)	86	86	45
認知症対応型共同生活介護 (回)	72	70	42

[※] 平成26年度は9月末現在

【今後の方針】

引き続き介護相談員を施設等に派遣し、利用者との会話を通じて気づいた問題 点や改善点などについてサービス提供事業者と意見交換を重ねることにより、サ ービスの質の向上を図ります。また、地域密着型サービス事業所等の増加も見込 まれるため、本事業の説明を行い、介護相談員を派遣する施設数の増加にも努め ます。

(表 4-65)

介護相談員派遣事業計画

派 遣 先	平成27年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人福祉施設 (回)	74	74	74
介護老人保健施設 (回)	74	74	74
認知症対応型共同生活介護 (回	98	98	98